

小美玉市環境第75号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、
令和8年度 小美玉市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和8年4月1日

小美玉市長 島田 幸三

令和8年度 小美玉市一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理計画区域
小美玉市内全域
- 2 処理計画人口
47,701人（令和8年4月1日現在 / 住民基本台帳人口）
- 3 計画実施期間
令和9年3月31日まで

4 一般廃棄物の発生及び処理量の見込み

(1) - 1 ごみ

(単位：t)

区分	種類	直営	委託	許可	自己搬入	計
可燃	燃やすごみ	5	8,612	2,949	967	12,533
不燃	カン金属	-	242	5	69	316
	ビン	-	220	6	15	241
	ガラス陶磁器	-	81	1	30	112
	蛍光灯・電池等	-	2	-	2	4
	小計	-	545	12	116	673
資源	ペットボトル	-	68	-	9	77
	古紙・古布	-	330	-	33	363
	草木	-	-	6	335	341
	小型家電等	-	-	-	10	10
	小計	-	398	6	387	791
粗大	可燃性	-	10	1	264	275
	不燃性	-	9	1	186	196
	小計	-	19	2	450	471
集団	集団回収(資源)	-	-	-	90	90
	計	5	9,574	2,969	2,010	14,558

※組合実施計画及び直接資源化量を参考にした計画量

(2) 動物の死体

(単位：匹)

犬	猫	その他	計
10	100	200	310

※市道上のみ(国・県道を除く)

(3) し尿及び浄化槽汚泥

(単位：kl)

小川・玉里地区		美野里地区		計		
し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	計
668	6,357	580	5,799	1,248	12,156	13,404

※各組合実施計画を参考にした計画量(浄化槽汚泥には農業集落排水汚泥を含む)

(4) 特定家庭用機器

(単位：台)

テレビ	エアコン	洗濯機	冷蔵庫	計
50	10	40	40	140

※R3年度から市内全域において戸別回収を開始

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 市

① 分別収集体制の整備

- ア 分別収集の徹底を図る。
- イ 集団・拠点回収を促進する。
- ウ 野外焼却禁止を周知する。

② リサイクルの促進等

- ア 資源化施設を効率化する。
- イ 再生品の普及・使用拡大を図る。

③ 住民意識の啓発

- ア 生ごみのたい肥化を推進する。
- イ 小型家電の回収を促進する。
- ウ エコショップを促進する。
- エ リユースを促進する（ジモティー）

(2) 住民

① ごみ排出量の削減

- ア ごみの排出量を削減する。
- イ 過剰包装商品の購入を自粛する。
- ウ 生ごみの自家処理を進める。

② 適性排出の実施

- ア 資源ごみ分別を推進する。
- イ 指定ごみ袋の適正サイズの利用を促進する。

③ 環境に配慮した消費活動の推進

- ア 再生品の使用を促進する。
- イ ワンウェイプラスチック製品の使用を自粛する。

(3) 事業者

- ① 製品の製造にあたっては、適性処理が困難とならないよう事前の評価を行い、リサイクルしやすい製品づくりを進める。
- ② 使い捨て商品、容器の製造、販売を自粛する。
- ③ リターナブル容器の使用、製品の製造を拡大する。
- ④ 再生資源の利用を拡大する。
- ⑤ 包装の簡素化に努める。
- ⑥ リターナブル容器使用商品を増やす。
- ⑦ 広告チラシの量の削減。
- ⑧ 事務用紙、コピー用紙等再生品の使用を拡大する。
- ⑨ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 市が委託して収集するごみ（家庭系ごみ）

- ア 燃やすごみ
- イ カン・金属類
- ウ 無色びん
- エ 茶色びん
- オ その他びん
- カ 古紙類（新聞，雑誌，ダンボール）
- キ ペットボトル
- ク ガラス・陶磁器
- ケ 蛍光灯・電球・乾電池
- コ 粗大ごみ・特定家庭用機器（家電4品目）
- サ 古布
- シ 紙パック

(2) 市の処理施設へ自ら搬入するか、又は市が許可する業者に依頼して収集するごみ

- ア 事業系ごみ
- イ し尿及び浄化槽汚泥
- ウ 粗大ごみ，廃家電4品目
- エ 片付け・引越し等による多量の家庭ごみ
- オ 草木類（リサイクル）

(3) 特定家庭用機器

基本的には、家電小売店に引取りを求め、又は特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定取引所に自ら搬入することを原則とするが、市が収集運搬を行うこともできる。

- ア テレビ
- イ エアコン
- ウ 洗濯機・衣類乾燥機
- エ 冷蔵庫・冷凍庫

(4) 拠点及びイベント回収

- ア 市内公共施設に回収ボックスを設置する。（小型家電、プラ容器、食品トレイ、食用油）
- イ 回収イベントを実施し回収する。（小型家電・鉄製品を対象）

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬計画

① 市の委託による収集運搬方法

種類	収集方法	全地区
燃やすごみ	ステーション	週2回
カン・金属類		月2回
ガラスびん(無色, 茶色, その他)		月1回(各色)
古紙(新聞, 段ボール, 雑誌)		月2回
古布		月1回
紙パック		月1回
ペットボトル		月2回
ガラス・陶磁器類		月1回
蛍光灯・電球・乾電池		月1回
粗大ごみ	戸別	月1/2回
特定家庭用機器(家電品目)		月1/2回

② 収集運搬を委託する業者

区域	業者の名称	種類	所在地
小川	小川運輸 有限会社	一般・粗大ごみ	小美玉市中延 1511-4
美野里	株式会社 協同企業		小美玉市西郷地 896-4
玉里	有限会社 玉里クリーン		小美玉市栗又四ヶ 2572-2

③ 自己搬入又は市が許可する業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、市長の指示する場所に自ら運搬するか、又は許可業者に依頼する。

④ 収集運搬を許可している業者

業者の名称	所在地	条件
小川運輸 有限会社	小美玉市中延 1511-4	
有限会社 荻沼物流	小美玉市飯前 1446-6	-
株式会社 恋瀬産業	石岡市石岡 12883	-
有限会社 榊原商店	潮来市潮来 7166	-
北関東通商 株式会社	水戸市東前 3-234	-
有限会社 押手商店	小美玉市飯前 1404-2	小川・美野里地区
石岡興業 株式会社	石岡市大砂 10209-32	美野里・玉里地区
株式会社 常陽ダストサービス	石岡市石岡 2388-7	美野里・玉里地区
有限会社 常総センター	石岡市杉並 3-2-12	美野里・玉里地区
丸善エコアース 有限会社	行方市羽生 673-2	小川地区
株式会社 協同企業	小美玉市西郷地 896-4	-
有限会社 茨城クリーンサービス	茨城町長岡 2947-1	-
神栖埠頭 有限会社	神栖市居切 1-10	茨城空港内
株式会社 茨城県クリニッククリーン協会	水戸市鯉淵町 1-5	美野里地区, 茨城空港内
小松崎運輸 有限会社	石岡市柿岡 2644-1	美野里地区 小川・玉里地区(業者限定)
アミックス 株式会社	ひたちなか市津田東 2-6-12	美野里地区
有限会社 玉里クリーン	小美玉市栗又四ヶ 2572-2	玉里地区, 茨城空港内
株式会社 茨自販りサイクルセンター	小美玉市柴高 666-1	使用済自動車の廃プラスチック類
有限会社 鬼澤商事	小美玉市柴高 849-1	浄化槽汚泥, 動植物性残さ
勝田環境 株式会社	ひたちなか市津田 2554-2	廃タイヤ
株式会社 三升商事	小美玉市羽鳥 3047-2	処理困難物
株式会社 坂田エンタープライズ	石岡市柏原 1-1	美野里地区(可燃ごみ, 木くず)
角屋紙業	笠間市下郷 4439-96	美野里地区(古紙・ダンボール)
株式会社 梅木商会	守谷市本町 4245-4	美野里パーキングエリア内
常陸商事 有限会社	石岡市東田中 393-1	玉里地区(指定事業所のみ)

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

自ら処分できないものについては、市長の指示する場所に自ら運搬するか、又は許可業者に依頼する。

- ・ 収集運搬を許可している業者

業者の名称	所在地	条件
小川運輸 有限会社	小美玉市中延 1511-4	-
小松崎運輸 有限会社	石岡市柿岡 2644-1	百里基地内(観閲式等に限り基地外仮設トイレ含む)
株式会社 協同企業	小美玉市西郷地 896-4	小川・美野里地区
有限会社 玉里クリーン		玉里地区
石岡興業 株式会社	小美玉市栗又四ヶ 2572-2	玉里地区
有限会社 石岡衛生	石岡市東大橋 719-1	玉里地区
有限会社 鬼澤商事	小美玉市柴高 849-1	浄化槽汚泥、動植物性残さ

(3) 中間処理計画

① 市の処理施設

区域	種類	施設の名称
全地区	燃えるごみ	霞台厚生施設組合 クリーンセンターみらい 小美玉市高崎 1824-2 霞台厚生施設組合 中継センター 小美玉市堅倉 1725-2 ※古紙/古布：リサイクル事業者に直接搬入
	カン・金属類	
	ガラスびん	
	古紙・古布	
	草木類	
	ペットボトル	
	ガラス・陶磁器類	
	蛍光灯・電球・乾電池	
	粗大ごみ	
	動物の死体	
小川玉里地区	し尿	湖北環境衛生組合 石岡クリーンセンター 石岡市東府中 25-1
	浄化槽汚泥(農集汚泥含む)	
美野里地区	し尿	茨城地方広域環境事務組合 東茨城郡茨城町馬渡 244
	浄化槽汚泥(農集汚泥含む)	

② 特定家庭用機器

市内に処理施設がないため、すべて市外にて委託処理する。

- ・ イバラキ流通サービス株式会社 (かすみがうら市宍倉 5685-1)
- ・ 株式会社ヤマガタ (ひたちなか市佐和 1395-2)

その他、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第17条に規定する指定引取場所

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ焼却処理施設

地区	項目
名 称	霞台厚生施設組合 クリーンセンターみらい
所在地	小美玉市高崎 1824-2
処理形式	全連続式焼却炉（ストーカー炉）
処理能力	215 t / 24 時間（107.5 t × 2 基）
竣工年月	令和 3 年 3 月

(2) 不燃物処理施設

地区	施設
名 称	霞台厚生施設組合 リサイクルセンター
所在地	小美玉市高崎 1824-2
処理形式	高速回転式破砕機及び圧縮梱包
処理能力	22 t / 5 時間
竣工年月	令和 3 年 3 月

(3) 資源ごみ保管施設

地区	施設	施設
名 称	霞台厚生施設組合 ストックヤード	霞台厚生施設組合 中継センター
所在地	小美玉市高崎 1824-2	小美玉市堅倉 1725-2
構 造	鉄筋コンクリート造（屋根付）	鉄筋コンクリート造（屋根付）
処理能力	1,950 m ³	972 m ³
竣工年月	平成 9 年 3 月	昭和 61 年 3 月

(4) 焼却灰・不燃残渣等

地区	焼却残渣	不燃残渣
委託業者	1) 新日本電工株式会社 2) ツネイカムテックス(株) 3) メルテックいわき(株)	1) 向洋産業(株) 2) (株)ウィズウェイストジャパン
所在地	1) 茨城県鹿嶋市 2) 埼玉県寄居町 3) 福島県いわき市	1) 茨城県北茨城市 2) 埼玉県さいたま市
処分及び 搬出量	1) 4,000t *溶融処理 2) 1,920t *焼成処理 3) 300t *溶融処理	1) 270 t 2) 10 t

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	湖北環境衛生組合 石岡クリーンセンター	茨城地方広域環境事務組合
所在地	石岡市東府中 25-1	東茨城郡茨城町馬渡 244
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理(浸漬平膜)+高度処理	標準脱窒素処理+湿式酸化処理 +高度処理
処理能力	141 kℓ/日 (し尿 52 kℓ/日 浄化槽汚泥 89 kℓ/日)	152 kℓ/日 (し尿 106 kℓ/日 浄化槽汚泥 46 kℓ/日)
竣工年度	平成 17 年度	平成 5 年

(6) その他処理業を許可している業者

業者の名称	種類	所在地
百里開発 株式会社	市処理困難物 (がれき類)	小美玉市下吉影 1756-2
株式会社 沼田機業	剪定枝, 苧草	小美玉市野田 183
株式会社 茨自販 リサイクルセンター	使用済自動車の廃プラスチック類	小美玉市柴高 666-1
有限会社 鬼澤商事	動植物性残さ, 浄化槽汚泥	小美玉市柴高 849-1
株式会社 三久	市処理困難物 (廃プラスチック類, 紙・木・繊維・ゴム・金属・ガラス・コンクリート・陶磁器くず, がれき類)	小美玉市羽鳥 3047-2
有限会社 押手商店	廃プラスチック類	小美玉市飯前 1404-2

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）

家電小売店に引取りを求め、又は特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定引取場所に自ら搬入すること。

(2) パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカー等に回収を依頼すること。

(3) 特別管理一般廃棄物（PCBを使用した部品、感染性一般廃棄物など）

他の廃棄物と混合するおそれのないように、排出者の責任において適正に処分すること。

(4) その他、市の処理施設で処理できないごみ

販売店、製造業者又は専門の処理業者に引き取りを依頼すること。

・民間業者でリサイクルされるもの

特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機等）

パソコン（パソコン本体や同時に処分する周辺機器等）

自動車、バイク、オートバイ、タイヤ

消火器、ガスボンベ類

・処理困難物

大型ごみ（設備の投入口に入らないもの：大型木材、大型鉄骨類、ピアノ等）

重量物（耐火金庫、自動車のエンジン等）

危険物（劇物、毒薬、アルコール、ガソリン、シンナー、軽油、灯油等）

多量の建築廃材（木材、鉄骨、石膏ボード、屋根材、瓦、壁材、ガラス、床材、配管、タイル等）

がれき類（コンクリート、石、がれき類）

・全ての産業廃棄物（建設廃材、農業機械、農業資材）

・感染性医療廃棄物